

「東武鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則」 新旧対照表

現行	改正
<p style="text-align: center;">「東武鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則」</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p>第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が ICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>2 第1種身体障害者、第2種身体障害者、第1種知的障害者、ならびに第2種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内の旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り、前項による割引の取扱いを行う。</p> <p>3 前各項にかかわらず、各IC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定めるICカード乗車券取扱規則により運賃を減額する。</p> <p>(2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。</p> <p>4 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。</p> <p>(効力)</p> <p>第17条 ICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、無記名PASMOから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。</p> <p>(2) 入場後は、当日限り有効とする。</p> <p>(3) 途中下車の取扱いはしない。</p> <p>(4) 乗継駅では、SF残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅での出場ができない。</p> <p>(5) 乗継駅では、出場から再入場までの時間が60分を超えた場合、乗継の取扱いをしない。</p> <p>2 PASMOに発売された定期乗車券および企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、SFをチャージしたIC定期乗車券およびIC企画乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">「東武鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則」</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(鉄道駅バリアフリー料金)</u></p> <p>第6条の3 第6条第2項に規定した大人片道普通旅客運賃には、<u>鉄道駅バリアフリー料金として1乗車につき10円を加算するものとする。</u></p> <p>2 <u>大人片道普通旅客運賃を基準に運賃を算出するものについては、前項により算出した大人片道普通旅客運賃を基準として計算するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p>第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が ICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>2 第1種身体障害者、第2種身体障害者、第1種知的障害者、ならびに第2種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内の旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り、前項による割引の取扱いを行う。</p> <p>3 前各項にかかわらず、<u>当社を含むIC鉄道事業者相互間</u>を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</u></p> <p>(2) <u>旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。</u></p> <p>4 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または<u>療育手帳</u>を呈示するものとする。</p> <p>(効力)</p> <p>第17条 ICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、無記名PASMOから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。</p> <p>(2) 入場後は、当日限り有効とする。</p> <p>(3) 途中下車の取扱いはしない。</p> <p>2 PASMOに発売された定期乗車券および企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、SFをチャージしたIC定期乗車券およびIC企画乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

付 則
この規則は、2023年3月18日から実施する。